

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部改正について

1 目的

子ども、高齢者、女性など犯罪の被害に対して応急の措置をとることが困難な状態の人たちが、犯罪の被害を受けているとき、あるいはまさに受けようとしていることが明らかとなるとき、警察官への通報その他の適切な措置を講じるよう努めることを「県民の責務」に加えることで、犯罪機会を減少させ、条例の目的である「犯罪の起こりにくいまちづくり」に寄与するため、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例（平成14年広島県条例第48号。以下「条例」という。）を一部改正する。

2 改正の必要性

だれもが“安全・安心”を実感できる広島県の実現を目指す「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動は、「安全・安心なまちづくり」と「安心をもたらす警察活動」を両輪として、多様な主体による様々な取組が進められ、防犯ボランティア団体の大幅な増加や自主防犯活動の活発化などもあり、刑法犯認知件数が着実に減少するなど、目に見える成果が上がっている。

その一方で「減らそう犯罪」県民アンケートにおいて、8割以上の方が治安に関して「不安を感じる」と回答しているなど、体感治安はいまだ改善されたとはいいがたい。

また、列車内において女性への性的暴行や痴漢行為が発生した際、被害者が助けを求めたにもかかわらず、乗務員や警察への通報などがなされず、結果何らの救済の手もさしのべられなかったという事案（北陸線、可部線）が発生し、大きく報道されたところである。

誰かが通報するだろうとか、かわりあいになることを厭い見てみぬふりをしたり、行動に移せないという意識を放置することは、このような事案を容認するに等しく、そのような社会の中では「だれもが安全・安心を実感できる広島県」など実現できようはずもない。

困っている人や被害を受けている人を助けるために必要な措置をとることは、「安全・安心なまちづくり」推進の柱である“意識づくり”“地域づくり”“環境づくり”すべてに通じるところであり、「自分が犯罪の被害を受けそうなときは、まわりの人が放ってはいない。」と感ずることができれば、体感治安は向上するであろうし、たとえ犯罪を企図する者がいようと、「誰かに通報される」「すぐに非をとがめられる」と感じれば、実行行為を断念するであろう。

今回、警察官への通報等の努力規定を条例に明記することで、社会生活を営む上で基本となる相互扶助の精神や犯罪を見過ごさないという決意の高揚など、犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた県民の意識が高まることが期待できる。

3 改正後の取組

条例改正の周知

「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動の県民への一層の浸透を図るための「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動イメージアップ事業を活用し、条例改正について周知することにより、犯罪を許さない県民意識の高揚を図る。

県の事業への反映

地域の防犯リーダーを養成する「安全・安心アカデミー」や防犯ボランティア交流会、各警察署で実施している地域での防犯教室などで、条例改正の趣旨に沿った内容を盛り込んだ研修等を行うことにより、意識の啓発を図る。

また、警察としては、犯罪の被害を受けているとき、あるいはまさに受けようとしている時に、緊急に公助の力を発揮するために存在している機関であることから、交番相談員の全交番配置などをはじめとする警察機能の強化により一層努めるとともに、通報時の対応その他適切な措置をとることができるよう、今後とも基盤整備と精強な第一線警察の構築に向けて取り組む。